

審査基準

基準の名称	振興計画の認定について		
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 处 分 の 概 要	
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	第56条の3第1項	振興計画の認定	
基 準 の 内 容			
<p>生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律</p> <p>第五十六条の三</p> <p>2 振興計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 振興事業の目標二 振興事業の内容及び実施時期三 振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法 <p>生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令</p> <p>第五条 法第五十六条の三第一項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 当該組合又は小組合の組合員の相当部分が当該振興事業に参加するものであること。二 当該振興計画に記載された振興事業の実施時期並びに資金の額及び調達方法が当該振興事業を確実に遂行するため適切なものであること。三 当該振興事業が実施されることにより当該振興事業に係る営業の衛生水準の向上が図られ、かつ、利用者又は消費者の利益に資することとなると認められるものであること。 <p>生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則</p> <p>第十五条 組合又は小組合は、法第五十六条の三第一項の規定により振興計画の認定を受けようとするときは、振興計画及び次に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 振興計画の概要二 当該地区における当該業種の営業の概況三 振興事業に参加する者及び当該組合又は小組合の組合員数四 振興事業の効果 <p>2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 振興計画についての議決をした総会又は総代会の議事録の謄本二 定款及び規約（規約については、振興計画に関する事項を定めているものに限る。）三 前事業年度の事業概要報告書及び収支決算書四 前事業年度末の貸借対照表五 当該振興事業に係る各事業年度の事業計画書及び収支予算書 <p>3 第一項の認定申請書類には、副本二通を添付するものとする。</p>			